令和３年第１０回 伊仙町農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和３年１０月１９日（火）午前９：００～

２．開催場所　中央公民館ホール

３．出席委員（１０人）

会　長　　１番　宮永　誠
副会長　　２番　義山　太志
　　３番　福山　宣太
　　４番
　　５番　稲村　英治
　　６番　藤島　正廣
　　７番　平山　純一郎
　　８番
　　９番
　　１０番　實　穣二
　　１１番　基山　美奈子
　　１２番　森　三江子
　　１３番　重原　明美
　　１４番

推進委員（６名）

１番　琉　将士
２番　幸山　真悟
３番　徳　範文
４番　實村　秀樹
５番　徳山　実
６番　重　翔太

４．欠席委員　４番　田中　秀樹、８番　富本　太地、９番　樺山　哲博、
　　１４番　政岡　廣子
欠席推進委員

５．議事日程
第１　農地法第３条許可申請について（１４件）

第２　農地法第４条許可申請について（１件）
第３　現況証明願いについて（３件）
第４　農業経営基盤強化促進事業(農地中間管理事業)について（１件）
第５　農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について（１件）

６．農業委員会事務局員
事務局長　　豊島　克仁
主事　　酒勺　英樹

会議の概要

事務局　　おはようございます。定刻になりましたので只今から令和３年第１０回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。
はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会　長　　皆さん、おはようございます。恵みの雨も降ってですね。バレイショの植付けの準備等、お忙しい中、お集まりいただいてありがとうございます。またバレイショの種子の方も不足しているという状況だと聞いていますけれども、キビの生育も良いように感じられているんですが、生育・伸びの方が少し悪いようなことを聞いているんですが、再来月１２月から１５日その辺りから製糖も始まるようなことも聞いていますが、順調良く台風も来ずですね。順調にいって、また、豊作になることを期待してバレイショの植付け等をしていっていただきたいと思います。もう定刻が過ぎていますので、さっそく議事の方に入りたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局　　宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員１４名中１０名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員６名中６名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長にお願いいたします。

議　長　　それでは、これより議事に入ります。まず、日程第１議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第１４条第２項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご意義はございませんでしょうか。

【異議なし】

議　長　　それでは、議事録署名委員は、２番委員、６番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒勺氏を指名いたします。

以上で日程第１を終わります。

それでは、日程第２議案第１号農地法第３条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　　今月の農地法第３条許可申請は、１議案１４件です。

議案第１号について、受付番号６２号から受付番号７５号所有権移転に関する件と使用貸借の権利設定です。受付番号７０号については、借り人は徳之島町在住で、貸し人も徳之島町在住です。申請農地は大字喜念の畑で面積は 3,473 ㎡となっています。申請事由といたしては許可後 10 年以下の使用貸借です。

次に受付番号７１号については、譲受人は徳之島町在住で、譲渡人は喜念在住です。申請農地は大字喜念の畑で面積は 2,317 ㎡となっています。申請事由といたしては贈与です。

受付番号６６号については、譲受人は目手久在住で、譲渡人も目手久在住です。申請農地は大字目手久の畑で面積は 383 ㎡となっています。申請事由といたしては経営拡張です。

次に受付番号６７号については、譲受人は目手久在住で、譲渡人は面縄在住です。申請農地は大字面縄の畑で面積は 3,279 ㎡となっています。申請事由といたしては経営拡張です。

次に受付番号６９号については、譲受人は面縄在住で、譲渡人も面縄在住です。申請農地は大字面縄の畑で面積は 235 ㎡となっています。申請事由といたしては贈与です。

次に受付番号６４号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人も伊仙在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は 5,658 ㎡となっています。申請事由といたしては贈与です。

次に受付番号６５号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は 381 ㎡となっています。申請事由といたしては経営拡張です。

次に受付番号６８号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人も伊仙在住です。申請農地は大字伊仙と阿三の畑で面積は 8,618 ㎡となっています。申請事

由といたしては贈与です。

次に受付番号６２号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人も阿三在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は 5,234 ㎡となっています。申請事由といたしては経営拡張です。

次に追加資料の方をお願いします。受付番号７５号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は鹿児島県在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は 2,732 ㎡となっています。申請事由といたしては経営拡張です。

次に受付番号６３号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は 10,221 ㎡となっています。申請事由といたしては贈与です。

次に受付番号７２号については、譲受人は犬田布在住で、譲渡人も犬田布在住です。申請農地は大字犬田布の畑で面積は 3,097 ㎡となっています。申請事由といたしては贈与です。

次に受付番号７３号については、譲受人は犬田布在住で、譲渡人も犬田布在住です。申請農地は大字犬田布の畑で面積は 1,312 ㎡となっています。申請事由といたしては贈与です。

次に受付番号７４号については、譲受人は犬田布在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字犬田布の畑で面積は 2,997 ㎡となっています。申請事由といたしては経営拡張です。

受付番号６２号から７５号は、別添の調査書のとおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　それでは、只今の説明に関連して、受付番号７０号、７１号を現地調査の結果並びに補足説明を担当委員の方からお願いいたします。

１　番　　本日は、１４番委員が欠席の為、私の方から説明します。農地法第３条許可申請７０号、７１号一括して、説明いたします。先日、１４番委員、２番推進委員と共に調査した結果、農地法第３条２項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくお願いいたします。現況はですね。両方、７０号、７１号ともサトウキビの植付けがしてあります。２０代前半の子でですね。祖父の畑を自分で、勤めながらなんですが、農業を始めたいということなので、ぜひよろしくお願いします。

議　長　　それでは、これより受付番号７０号、７１号について、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。７０号、７１号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、７０号、７１号は、原案のとおり決定しました。
　次に受付番号６６、６７、６９号を一括して、担当委員の方より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

２　番　　６６号、６７号、６９号について、説明いたします。今日は８番委員が欠席ということですので自分が説明します。６６号は自宅の横にある畑であたり畑のようなところでした。野菜が植えてありました。６７号は面縄港の所にありまして、ジャガイモを植える予定で畑をうたれてありました。６９号も家の横であたり畑で耕運をされてました。以上です。

議　長　　はい、ありがとうございます。これより受付番号６６、６７、６９号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号６６、６７、６９について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、受付番号６６、６７、６９は、原案のとおり決定いたしました。
　次に受付番号６４、６５は担当委員が同じですので、一括して現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

７　番　　農地法第３条許可申請６４号、６５号について、ご説明いたします。本日は、４番委員、９番委員欠席ですので私が説明いたします。６４号は、９番委員、４番推進委員と共に、また６５号も９番委員、４番推進委員と共に調査した結果、

農地法第３条２項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくお願いいたします。なお６４号については、上１筆がサトウキビ、下の方がジャガイモ予定の畑です。６５号はキビが植えてありました。以上です。

議　長　　はい、ありがとうございます。それでは６４号、６５号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。６４、６５号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、６４、６５号は、原案のとおり決定いたしました。
　次に受付番号６２、６３、６８、７５号、担当委員が同じですので一括して現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

３　番　　６８号、６２号、６３号、７５号について、一括して説明したいと思います。先日、４番委員、３番推進委員と共に調査した結果、農地法第３条２項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくお願いいたします。現況は６８号はサトウキビとジャガイモを植える予定です。６２号につきましては、サトウキビです。６３号はサトウキビ、ショウガ、ローズなどが植えられています。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。７５号はサトウキビです。よろしくお願いします。

議　長　　はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号６２、６３、６８、７５号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。６２、６３、６８、７５号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、６２、６３、６８、７５号は、原案のとおり決定いたしました。
　次に受付番号７２、７３、７４号、一括して現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１０番　　農地法３条許可申請７２、７３、７４について、説明いたします。先日、１１番委員と５番推進委員と共に調査した結果、農地法３条２項に抵触してませんので皆様の審議よろしくお願いします。７２号はキビが植えてありました。そして７３号、７４号はキビを植えて、その周りを囲んでその中にジャガイモを植える予定です。皆様の審議よろしくお願いします。

１１番　　７２号、７３号、７４号につきましては、只今、１０番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　はい、ありがとうございます。これより受付番号７２、７３、７４号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。７２、７３、７４について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、７２、７３、７４号は、原案のとおり決定いたしました。
　これで日程第２議案第１号農地法第３条許可申請についてを終了します。
　次に日程第３議案第２号農地法第４条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　　今月の農地法第４条許可申請については、１議案１件です。議案第２号について、受付番号５号については、申請書にあるとおり農家住宅建設のためです。申請地は、元々家が建っていた場所で、近くには牛舎などがあり町営住宅や民家など集落が形成されている場所であるので問題無いと思われます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　それでは、受付番号５号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説

明をお願いいたします。

７　番　　農地法第４条許可申請第５号について、説明いたします。先日、１３番委員と共に調査した結果、何の問題も無く申請書のとおりでございます。なお、事務局のご説明のとおりでございました。皆様方のご審議よろしくお願いします。なお、耕作はなされておらず、雑草が生い茂っている状態でした。以上です。

１３番　　第５号につきましては、只今、７番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございます。それでは、これより受付番号５号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、受付番号５号は原案のとおり決定いたしました。
　これで日程第３議案第２号農地法第４条許可申請についてを終了します。
　次に日程第４議案第３号現況証明願いについてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　　今月の現況証明願いについては、１議案３件です。議案第３号について、受付番号１０号から１２号については、お手元の資料のとおりで、１０号と１２号は畑から雑種地への変更です。１１号は、宅地から畑への変更になります。１０号については、町の字図上では里道になっているんですが、町有地の払い下げの際に登記を誤って畑として登記をしたための申請です。１２号に関しましては、隣接地に町営住宅が建っていた場所で、今後も町営住宅が建っていた関係で活用できないような農地になります。１１号に関しましては、４０年以上前から住居が建っていた場所で地目が畑になっているため、今回申請されたものです。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　はい、ありがとうございます。それでは、受付番号１０号、１２号、担当委員

の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

７　番　　現況証明願いについて、ご説明いたします。９番委員が欠席の為、私が説明いたします。１０号については、先程事務局の説明があったとおり里道があったのは間違ってますとのことでした。現在は、きれいに整備されている状態でした。１２号については、以前、説明のあったとおりです。今現在は、雑草が生い茂っている状態です。以上です。

議　長　　はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号１０号、１２号について、質疑を入りますが何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決に入ります。採決いたします。受付番号１０号、１２号について原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、１０号、１２号は原案のとおり決定いたしました。
　続きまして、受付番号１１号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

３　番　　現況証明願いについて、１１号について、説明いたします。４番委員欠席の為、私の方で説明いたします。先日、４番委員、３番推進委員と共に調査した結果、申請書のとおりであり何の問題も無いと思われます。場所は瀬田海の駐車場奥にある家が建っているので、畑として使用するには塩も当たりますし、大分前から家も建っている状況なので。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号１１号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号１１号について原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、受付番号１１号は原案のとおり決定いたしました。
これで日程第４議案第３号現況証明願いについてを終了します。
次に日程第５議案第４号農業経営基盤強化促進事業についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　　今月の農業経営基盤強化促進事業については、１議案１件です。議案第４号について、受付番号２１号については、お手元の資料のとおりで賃貸借になります。以上で受付番号２１号の議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　それでは、受付番号２１号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１２番　　農業経営強化促進事業２１号について、ご説明いたします。先日、５番委員と共に調査した結果、申請書のとおり何の問題もございませんでした。皆様方のご審議よろしくお願いします。現況といたしましては、一番上の地番が４－１というところからアサマザラシの２１号までがサトウキビが植えられていて、次の８４号から９９号までがローズが植えてありました。そして、下の１０３号から１０８号までがサトウキビとなっています。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

５　番　　受付番号２１号につきましては、只今、１２番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

事務局　　宅地に関しては、１筆になってなかったですか。

１２番　　家が建っていて、その周りにローズが植えられている状態です。
細かく分かれていますけど、一枚の畑の中に家が建っていて、いくつか分かれていて、八枚くらい分かれているかと思います。

議　長　　地番１０１、１０２号は宅地ということで削除ということにいたします。
それでは、受付番号２１号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

６　番　　この原野というのは何ですか。

事務局　　原野もその１筆の中に入っているんですよね。

６　番　　地図の中に入るのか。審議の対象になるのか。

事務局　　地目が宅地であろうが、原野であろうが、現況が畑として利用されてるのであれば問題無いみたいです。ただ原野と宅地で現況が畑として利用されてないんであれば、審議の対象にはならないんですけど。

議　長　　宅地に家が建っていることということなんで。畑じゃないということなんで。

６　番　　原野であっても審議対象になる。例えば、売買だったらどうなる。

事務局　　売買に関しては、地目が原野なんで。ならないんですけど。耕作証明書とかの面積に足す分に関しては、原野の対象になる形ですね。

議　長　　あくまでも現況が畑で。

事務局　　現況が畑で利用しているのであればですね。なので振興公社との契約も地目が原野であろうが宅地であろうが現況が畑であれば売買の対象に入ります。

６　番　　それは分かります。だから、そういうもののための農地法だから。この原野となった場合は、これは中にあっても外して、私ら農業委員会で審議するのは、それはそうしないといけないって。こういうふうになるって。審議対象になるって。

事務局　　はい、そうですね。

６　番　　例えばね。原野といっても、相当な原野が必ずあるはずだけどね。そういうときも審議対象になる。それは、ちょっと。まぁ、ここに書くから、書いてしまって審議されると、私はどうかと思うんですけれども。もう一度、確認してください。

事務局　　分かりました。

議　長　　はい、よろしいですか。他に何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　いいですね。無いようですので、採決いたします。受付番号２１号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、受付番号２１号は、原案のとおり決定いたしました。
　これで議案第４号農業経営基盤強化促進事業についてを終了します。
　次に日程第６議案第５号農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　　今月の農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成については、１議案１件です。議案第５号について、受付番号１８号は、お手元の資料のとおりで、牛舎建設のためです。こちらの申請地は、８月の総会時に３条申請で挙がっていた場所で、総会後に取下げ願いを受理しています。また、牛舎建設に関しまして、農地周辺の民家などの同意書も徴収済みのようです。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　それでは、受付番号１８号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

２　番　　農用地利用計画の変更申請に係る意見書１８号について、説明いたします。先程、事務局の方で説明していただいた８月の時に３条申請でやったんですけど。牛小屋を造るということだったんで、こういう形になっております。皆様方のご審議よろしく願いいたします。

１０番　　只今の２番委員の説明のとおりでございます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　　はい、ありがとうございます。只今、担当委員より受付番号１８号について、ご説明ございましたが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決します。受付番号１８号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、受付番号１８号は許可相当ということで意見書を送付したいと思います。

これで日程第６議案第５号農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成についてを終了いたします。

次にその他でございますが、何かございませんか。

無いですね。それでは、これで総会を終了いたしたいと思います。

どうもお疲れ様でした。